

板野町総合防災情報システム導入業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年10月  
板野町 総務課

# 板野町総合防災情報システム導入業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務名

板野町総合防災情報システム導入業務

## 2 目的

別紙「板野町総合防災情報システム導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

## 3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

## 4 契約期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

## 5 業務規模（契約金額の上限）

金8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 契約金額には、成果品の制作等、当該業務にかかる一切の経費を含みます。

（ノートPC端末調達及びシステム導入等の一切の経費、契約期間までの保守運用経費（ランニングコスト）を含める。）

※ 本業務規模内における提案金額が上記金額を超えないものとする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額については、本町と調整したうえで決定する。

本契約完了後の保守運用については、長期継続契約又は別途年度ごとに契約を行うものとする。

## 6 応募資格

次の資格要件全てを満たしている必要があります。

- (1) 企業、NPO等の法人格を有する法人であること。
- (2) 委託事業を適格に遂行できる能力を有する者であること。
- (3) 当該業務の実施に当たり、板野町との連絡調整や打合せなどに、迅速かつ的確に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 国税、都道府県税、市町村税に滞納がないこと。

- (6) 会社更生法、民事再生法による手続を行っていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、若しくは暴力団又は暴力団員の統制下にあるものでないこと。
- (8) 事業開始までに会計関係及び労働関係の帳簿類が整備されていること。
- (9) 総合防災情報システム導入、保守業務について実績（公募時点で稼働していること）が、本町又は県内の地方公共団体等においてあること。

## 7 応募手続等

### (1) 応募受付期間

令和7年10月24日（金）から11月6日（木）午後5時まで

### (2) 実施要領等の配付

本公募に関する実施要領、仕様書及び様式等は板野町ホームページからダウンロードしてください。

【板野町ホームページ】 <http://www.town.itano.tokushima.jp/>

### (3) 応募方法、提出書類

応募受付期間内に次の資料及び添付資料を板野町総務課まで、持参又は郵送で提出してください。（郵送の場合は、応募期間内に必着）

なお、提出期限を過ぎて提出された書類は無効とします。

#### (a) 正本1部を次の順番でA4左綴じにして提出

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 企業概要書（様式第3号）
- ④ 業務実績書（様式第4号）
- ⑤ 企画提案書（任意様式）

※A4両面20枚以内とする。導入年度以降のランニングコストについても記載すること。

- ⑥ 業務スケジュール表（任意様式）
- ⑦ 業務実施スタッフ体制図（任意様式）
- ⑧ 見積書（人件費、事業費など内訳がわかるように積算すること。）  
※見積額には消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、税額を記載。
- ⑨ 法人の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ⑩ 市町村税に滞納がないことの証明書（※発行日が3か月以内のもの。写しも可。）
- ⑪ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（※発行日が3か月以内のもの。）
- ⑫ 直近2事業年度の決算書（貸借対照表及び損益計算書）又はこれらに類する書類

#### (b) 「⑤企画提案書」の社名、社員等の提案者が特定される情報を黒塗り等で判読不能としたものを8部提出

### (4) 質問及び回答

質問がある場合は、令和7年10月31日（金）午後5時までに、質問書（様式第5号）に記入の上、FAX又は電子メールで板野町総務課まで提出してください。

質問に対する回答は、令和7年11月4日（火）までに、板野町ホームページに掲載する予定です。

■ FAX：088-672-5980

■ Eメール：[soumu@town-itano.i-tokushima.jp](mailto:soumu@town-itano.i-tokushima.jp)

#### (5) スケジュール

ア	事業者募集開始	令和7年10月24日（金）
イ	質問書受付期限	令和7年10月31日（金）午後5時まで
ウ	応募受付期限	令和7年11月6日（木）午後5時まで
エ	プレゼンテーション及びヒアリング審査日通知	令和7年11月7日（金）※予定
オ	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和7年11月18日（火）午後1時30分より開始 参加事業者へ事前に通知
カ	審査結果の通知	令和7年11月19日（水）※予定
キ	契約の締結	令和7年11月25日（火）※予定
ク	事業実施	契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

※ 日程は変更する場合があります。

## 8 審査方法等

### (1) 選定手順

- ① 板野町総合防災情報システム導入業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、別紙審査基準に基づき審査を行う。
- ② 審査は、企画提案者から応募締切までに提出された企画提案書及び審査当日のプレゼンテーション及びヒアリングにより行う。
- ③ 選定委員の合計得点を算出し、得点が1番高い1社を受託候補者として、契約に関する協議を行い、板野町財務規則に基づいた契約をする。ただし、受託候補者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。
- ④ 同点の者がいる場合は、選定委員の多数決をもって受託候補者を決定するものとする。
- ⑤ 辞退等により1社となった場合であっても、上記選定方法により、第1交渉権者を決定するものとする。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

全ての企画提案者に対し、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。実施日時等の詳細は、電話又は電子メールにて通知する。

状況により、審査の開催日時が変更となる場合があるので注意すること。

- ① 実施日時 令和7年11月18日（火）午後1時30分より開始。

※各参加業者へ11月7日（金）に時刻連絡。

- ② 発表時間 プレゼンの時間は30分以内とし、延長は認めない。  
プレゼン後、企画書の内容等に関する10分程度のヒアリングを行う。なお、当日の追加資料の提出は認めない。  
また、プレゼン時にPC・プロジェクターを使用する場合は、各事業者で用意すること。
- ③ 出席者 3名以内
- ④ 結果通知 11月19日(水)(予定)に全参加者に電子メールで通知する。

### (3) 企画提案者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格となる。
- ② 応募資格を満たしていない場合。
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリング審査に参加できない場合。
- ⑤ 企画提案者が本業務に対して2以上の提案をした場合。
- ⑥ 企画提案者が他人の提案を代理した場合。
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合。

## 9 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、全て企画提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案資料等は返却しません。
- (3) 提出された提案資料等の取扱いには十分留意し、他の目的には使用しません。
- (4) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、選定委員会が定めます。

## 10 提出先及び問合せ先

〒779-0192 板野郡板野町吹田字町南 22 番地 2

板野町役場総務課 担当：西川

TEL：088-672-5980 FAX：088-672-5553

E-mail：soumu@town-itano.i-tokushima.jp